



取組み項目	取組の評価
組織体制の見直し	ある程度達成している
経営基盤の充実・強化	十分達成している
役員数及び給与制度の見直し	ある程度達成している
財政的関与の見直し	十分達成している
人的関与の見直し	ある程度達成している
経営情報の開示	十分達成している

【総 評】

- ・ 公的な保証機関としての責任の重みを常に認識し、引き続き内部統治の強化に努めていただきたい。
- ・ 厳しい経済状況が続く中、資金繰りに苦しむ中小企業にとって資金調達の下支えとなるよう、その役割を十分に果たすことを期待したい。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員は26名（平成21年度は24名）で、金融機関・商工団体の関係者などが就任しており、うち5名の常勤役員（会長、専務理事、プロパー職員の理事2名、監事）を置いている。 ・ コンプライアンスの重要性を認識した組織体制を構築していくため、平成21年度から監査室を設置するとともに、常勤監事を置いたところであるが、これらの取組みが、実際の運用において効果的に機能していくことが期待される。 ・ 改革期間中（平成18年度から21年度までをいう。以下同じ。）国の信用補完制度見直しに的確に対応するため、4部6課を3部7課に再編し、企画部門の強化を図ったほか、窓口業務の合理化と効率化を図るため、5支所を4支所に再編した。 ・ 企業の経営支援・再生支援に必要な企業診断の目利き能力や経営指導能力向上のため、積極的に職員を外部研修へ参加させ、当協会として初めての中小企業診断士が誕生した。 	
(2) 経営基盤の充実・強化	【評 価：十分達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組指標である保証承諾額の推移をみると、改革期間の前半（～平成19年度）までは、ほぼ横ばいであったが、世界的な金融危機に端を発し急速に景気が落ち込みこんだ平成20年度には対前年度比27.7%増と大きく伸ばし、平成21年度は微減であるがその水準を維持しており、中小企業への積極的な支援に努めている。 ・ 改革期間中の収支差額については、代位弁済の増加等により減少傾向にはあるが、毎年度黒字を計上し、基本財産である基金準備金を積み増すなど、経営基盤の強化に努めている。なお、基本財産のうち、中小企業金融安定化特別基金については、全額、県を通じた国からの出資であったが、国の制度改正により、同特別会計が平成21年度末をもって廃止されたことに伴い、会計処理が変更され、同特別基金残余额は損失補償金（負債）に振替えられている。このため、県出資比率は平成20年度末時点の27.6%から平成21年度末は22.5%に減少している。 ・ 当協会では、重点課題の解決策として、金融機関との連携強化による保証利用の推進、中小企業団体等との連携強化や積極的な広報活動による保証利用企業者数の増加、国の政策保証や地方公共団体の融資制度に係る保証の積極的推進、企業ニーズに応じた協会独自商品の開発、金融機関との提携保証の推進や経営支援のための「経営支援システム」の活用等による利便性向上に向けた取組、再生支援協議会との連携強化や「経営相談窓口」の充実による企業の経営支援・再生支援への積極的取組等の具体的方策を定め、より一層の保証推進に努めたところである。 	
(3) 役員数及び給与制度の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員数は18年度が26名であったが、改革期間中、2名減った。 ・ 職員は、退職者の補充採用を基本として、極力人員増加を抑制する体制を維持するが、永年の経験に基づくノウハウ継承などのため、定年退職者の再雇用制度を利用し、更に信用補完制度の改革に迅速・適切に対応できる態勢の構築のため、必要不可欠な人員を確保していくこととしたほか、コンプライアンス重視のため監査室の設置などもあり、職員数は改革期間前の平成17年度73名から平成21年度は75名と若干増加した。但し、保証・ 	

代位弁済関係を中心に予想以上に事務量が増えた中、事務の合理化等を進めた結果、ほぼ計画通りの採用人員としている。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し	【評 価：十分達成している】
<ul style="list-style-type: none">・ 県では、中小企業の経営安定などを目的とする県単融資制度の実施に伴い、県制度利用企業の保証料低減を図っており、当法人の保証料の減収分を補うため、県が減収額の2分の1相当額を補助しているが、これは当法人の積極保証を維持させ、県の政策目的を達成し、中小企業の融資の円滑化を図るものであり、継続は認められる。・ 県単融資制度のうち新事業創出支援に関しては、対象者が創業者等であり、貸倒リスクが高く、円滑な信用保証を推進するため、県が損失補償を行っているが、創業支援等に限定したものであり、同様に継続は認められる。	
(2) 人的関与の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none">・ 県職員の派遣、代表者等への充て職的な就任は行っていない。・ 役員については、当法人の経営に当たって、県や商工団体、金融機関等関係機関と密接な連携を図る必要があることから、会長及び専務理事に県退職者が引き続き就任している。なお、職員への県退職者の就任はない。	

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

経営情報の開示	【評 価：十分達成している】
<ul style="list-style-type: none">・ 経営情報について、収支計算書、貸借対照表及び財産目録を法人ホームページにて公表している。・ 3ヶ年の事業計画（中期事業計画）と、当該年度の経営計画（年度経営計画）等をホームページ並びに保証月報にて公開し、事業年度終了後には外部委員による評価を受け、その結果についても公表している。・ 情報公開要綱を定めている。	